

普天間飛行場からのP F O S等を含む水の放出に関する意見書

去る8月26日午前9時5分頃、在沖米海兵隊は普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物(P F O S等)を含む汚染水を浄化したとして下水道へ放出した。

汚染水の処理方法については、日米両政府間においても協議が続く中、一方的かつなし崩し的に当該水の放出を強行したことに県民は激しく反発している。

P F O S等は、国際的な規制や国内での使用・製造が原則禁止されているが、県内では令和元年12月及び令和2年4月の普天間飛行場におけるP F O S等を含む泡消火剤の漏出・飛散事故や、今年6月のうるま市の陸軍貯油施設からのP F O S等を含む汚染水の流出事故が発生しており、県民に大きな不安を与えている。

地元の不安を解消し納得できるような説明もないまま、当該水の放出を強行したことについては断じて容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の米軍によるP F O S等を含む水の放出に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 今回のP F O S等を含む水の放出に係る日米間の協議の経過と、米軍が放出に踏み切った経緯及び判断根拠等を明確にし、公表すること。
- 2 在沖米軍施設で保管するP F O S等を含有する汚染水については、米軍の責任で焼却処理すること。
- 3 在沖米軍施設におけるP F O S等の保管状況とその管理及び処理計画を把握し公表すること。
- 4 普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺調査でP F O S等が検出されていることから、両飛行場への立入調査を許可すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て